

通所介護 重要事項説明書

| | |
|------------|-----------|
| 2016年7月作成 | 2023年4月改定 |
| 2017年7月改定 | 2024年4月改定 |
| 2017年11月改定 | 2024年7月改定 |
| 2019年10月改定 | 2025年2月改定 |
| 2021年10月改定 | |

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。わからないことがありましたらお問い合わせ下さい。

1. 事業者(法人)の概要

| | |
|-------------|-------------------------|
| 事業者(法人)の名称 | 株式会社 MTK |
| 事業者(法人)の所在地 | 〒770-0047 徳島市名東町1丁目50番地 |
| 代表者(職名・氏名) | 代表取締役 鎌田 眞由美 |
| 設立年月日 | 平成 26年 8月 6日 |
| 電話番号 | 088-635-0102 |

2. ご利用事業所の概要

| | | |
|-------------|--------------------------|------------|
| ご利用事業所の名称 | デイサービス ゆめ | |
| サービスの種類 | 通所介護 第1号通所事業(通所介護相当サービス) | |
| 事業所の所在地 | 〒770-0047 徳島市名東町1丁目99-2 | |
| 電話番号 | 088-635-0102 | |
| 指定年月日・事業所番号 | 平成28年6月1日 指定 | 3660190541 |
| 管理者の氏名 | 鎌田 眞由美 | |
| 通常事業所の実施地域 | 徳島市 名西郡 | |

3. 事業の目的と運営の方針

| | |
|-------|--|
| 事業の目的 | この事業は、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な通所介護及び介護予防通所介護を提供することによって、身体的・精神的能力を回復、また維持させることを目的とします。 |
| 運営の方針 | この事業にかかわる職員は、要支援者・要介護者等の心身の特性を踏まえて、積極的な生活を送れるように介護します。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・福祉のサービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。 |

4. 提供するサービスの内容

利用者が可能な限り自立した日常生活を営む事ができるように、日常生活上の世話及び機能訓練等を提供します。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 生活援助（排泄介助・入浴介助・食事介助等）
- (4) 生活動作訓練（機能訓練・作業療法等）
- (5) 趣味の教室
- (6) その他必要と認められるサービス

5. 営業時間

| | |
|------|--|
| 営業日 | 月曜日から金曜日まで ただし、年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。 |
| 営業時間 | 午前8時30分から午後3時30分まで |

6. 事業所の職員体制

| | 資格 | 人数 | 職務内容 |
|---------|---------------------|------|-----------|
| 管理者 | 看護師 | 1名 | 業務の管理 |
| 生活相談員 | 介護職 | 1名 | 生活・福祉の相談等 |
| 看護・介護職員 | 看護師・介護福祉士 及び介護職員 | 1名以上 | 日常生活支援等 |
| 機能訓練指導員 | 理学療法士・看護師 | 1名以上 | 機能訓練指導等 |

7. 利用料と支払い方法

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は別紙のとおりです。あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の介護保険負担割合証に記載された割合の額です。（別紙参照）その額を1か月まとめて10日に請求し、銀行口座より引き落としさせていただきますので、引き落とし口座の申込み用紙への記入をお願いします。（現金での支払いも可能です）

<利用した月の翌月20日（祝休日の場合は直後の平日）に、あなたが指定する口座より引き落とします>

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、次月請求書と一緒に（もしくは入金確認後）に交付します。

(1) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

| キャンセルの時期 | キャンセル料 |
|----------|--------------|
| 利用予定日の前日 | 不要 |
| 利用予定日の当日 | 利用者負担金の50%の額 |

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

8. 衛生管理など

- (1) 事業所は職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理を行います。
- (2) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていきます。
 - ① 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - ② 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ③ 事業者において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

| | | |
|----------------|------------------------------|--|
| 利用者の主治医 | 医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号 | |
| 緊急連絡先 (家族等) | 氏名 (利用者との続柄) 電話番号 | |

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員 (又は地域包括支援センター) 及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

* 防火対策委員会の指示と指導のもと、防火管理の責任者は管理者が担い、水害・地震などの災害に対処する訓練の実施を行います。

11. 苦情相談窓口

事業所は利用者からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関する利用者からの要望・苦情等に対し、迅速に対応します。

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

| | |
|---------|---|
| 事業所相談窓口 | 電話番号 088-635-0102 (月～土 午前9時～午後5時まで) 面接場所 当事業所の相談室 担当者 管理者 |
|---------|---|

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

| | | |
|--------|----------------|----------------------|
| 苦情受付機関 | 徳島市高齢介護課 | 電話番号 088-621-5586 |
| | 徳島県国民健康保険団体連合会 | 電話番号 088-665-7205 |

12. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密保持について

- ① 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業所及び事業所が雇用するもの（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知りえた利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務はサービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に業務上知りえた利用者又は、その家族の秘密を保持させるために、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても同様です。
- ② 事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理し、また、その処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または、削除を求められた場合は、遅延なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲で訂正等を行うものとします。

1 3. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 【管理者】
- (2) 成年後見人制度の利用を支援します。
- (3) 虐待防止体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受け入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所又は養護者（現に擁護している家族・親族など）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 4. 業務継続計画の策定について

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. 身体拘束について

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していきます。

1 6. ハラスメント防止に向けての対策

事業所は、利用者・家族に対して、より良い介護サービスを提供できる環境を確保するとともに、介護現場で働く職員の安全を確保し、安心して働き続けられる労働環境を築くために、方針の明確化し必要な措置を講じていきます。

- ① 職場におけるハラスメント対策
- ② 介護現場におけるハラスメント（カスタマーハラスメントを含む）対策
- ③ 苦情・相談への対応

17. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスの利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 火器の取り扱いには十分注意することとし、利用時間の喫煙は禁止です。
- (2) 事業所内の機械の使用にあたっては、常に適切な使用に努めてください。
- (3) その他、他の利用者の迷惑となる行為又は事業の適切な運営に支障をきたすような行為をしないでください。
- (4) 通所介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (5) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

20 年 月 日

事業所は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

| | | | |
|-----|----------|---------------|---|
| 事業者 | 所在地 | 徳島市名東町1丁目50番地 | |
| | 事業者（法人）名 | 株式会社MTK | |
| | 代表取締役 | 鎌田 眞由美 | 印 |
| 事業所 | 所在地 | 徳島市名東町1丁目99-2 | |
| | 事業所名 | デイサービス ゆめ | |
| | 説明者（管理者） | 鎌田 眞由美 | 印 |

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

| | | |
|-----|----|---|
| 利用者 | 住所 | |
| | 氏名 | 印 |

署名代行者（又は代理人）

| | |
|----|---|
| 住所 | |
| 氏名 | 印 |

本人との続柄（ ）